平成２２年（ヒ）第１００１号
島根県松江市白潟本町10番地
清算株式会社　株式会社園山書店
清算人　園山　興造
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第１０４号
鹿児島市鴨池新町14番１号
清算株式会社　東洋通商株式会社
代表清算人　南　　通弘
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第８号
沖縄県那覇市港町３丁目２番１号
清算株式会社　株式会社那覇石油
代表清算人　与世田兼稔
同　　新見　研吾
同　　森田　善裕
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　特別清算債権の定義
平成20年４月24日までの原因に基づいて発生した債権（別除権付債権を除く。）を特別清算債権とする。
⑵　割合弁済における端数の処理
特別清算債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　配当の場所
協定による弁済は、代表清算人の事務所（那覇市泉崎二丁目21番地３弁護士法人与世田・新見綜合法律事務所）において行う。
なお、特別清算債権者が、特定の銀行口座への送金を求めたときは、銀行送金手続により弁済を行う。但し、送金手数料は特別清算債権者の負担とする。
2　別除権付債権
清算株式会社に対して先取特権、抵当権、質権その他の別除権を有する債権者は存在しない。
3　租税債権及び優先的債権
⑴　清算株式会社には、租税その他国税徴収法の例より納付すべき租税公課の未納はない。
⑵　清算株式会社は、特別清算債権者のうち、優先的債権を有する債権者一覧表「債権者名」欄進行番号１に記載の独立行政法人労働者健康福祉機構に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、財産目録に記載の清算株式会社の財産を限度として、弁済する。
4　一般債権
清算株式会社は、特別清算債権者のうち、債権者一覧表「債権者名」欄進行番号２ないし６に記載の一般債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、財産目録に記載の清算株式会社の財産（裁判所から還付される見込みの予納金95万円を含む。）を限度として、各債権額の割合に応じて按分弁済する。その場合の配当率は0.79693パーセントとなる見込みである。
5　権利の変更
特別清算債権者は、前記各項による支払を受けたときは、本件特別清算が結了することに同意する。
6　新たに会社財産が発見された場合の処置
前記の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、債権者一覧表「債権者名」欄進行番号１に記載の独立行政法人労働者健康福祉機構に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
那覇地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２２年（再）第２号
愛知県豊田市高丘新町松本50番地
再生債務者　株式会社中野
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目14番32号　丸の内三丁目ビル３階　佐藤綜合法律事務所　弁護士　佐藤　昌巳
平成22年１月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２１年（再）第６１号
大阪市西成区津守２丁目３番10号
再生債務者　植田食品株式会社
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年４月26日から平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２号
大阪市中央区備後町２丁目４番９号　日本精化ビル２階
再生債務者　株式会社シーアンドシー・プロ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年４月13日から平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第３号
札幌市中央区南１条西２丁目11番地
再生債務者　株式会社丸井今井
1　決議に付する再生計画案　平成21年12月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年２月22日まで
平成22年１月22日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第９号
大阪市中央区南船場３丁目１－９
再生債務者　株式会社リファースト
1　決議に付する再生計画案　平成22年１月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月24日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月10日
平成22年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第３号
栃木県宇都宮市一条１丁目５番４号
再生債務者　岸　　昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年１月22日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（再）第４１号
大阪府門真市四宮１丁目２番３号
再生債務者　株式会社シモダ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第２号
神奈川県高座郡寒川町田端1578番地２
再生債務者　つくし工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成22年１月22日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第８０３号
札幌市北区屯田５条12丁目６番15号
再生債務者　玉村　郁子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月12日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月26日から平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部